

## 特定取引に関する届出書（法人用）

東岳証券株式会社では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、実特法）」に基づき、お客様の税務上の居住地国等を届出いただいております。お手数をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。実特法の詳細については、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

○ 当社は、以下の通り「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、この届出書を提出いたします。当社の口座情報が、日本国の税務当局に提供され、口座情報交換の国家間合意に基づき、居住地国の税務当局と交換されることを理解しています。また、記載された情報は、当社が知る限りにおいて、真実であることを宣誓します。

記入日	(西暦)	年	月	日
-----	------	---	---	---

法人及び代表者の役職・氏名		お届出印(実印)
本店所在地		

税務上の居住地国	<input type="checkbox"/> 日本のみ    ; <input type="checkbox"/> 日本のみ以外
----------	--

※該当する項目の□に✓を記入してください。

※居住地国を有しない場合はその理由： \_\_\_\_\_

○ 日本のみ以外にチェックをされた場合は以下についてご記入ください。

(居住地国等が複数ある場合は全て記入して下さい。)

税務上の居住地国①		外国納税者番号①	
税務上の居住地国②		外国納税者番号②	
住所の所在する国又は地域と居住地国が異なる場合には、その理由			
参考となるべき事項			

裏面（次頁）もご確認ください。

○実特法上の**特定法人**(※)に該当する場合は以下についてご記入ください。

実質支配者① (貴社の議決権を25%以上保有する大株主様) (※)	氏名		生年月日	(西暦)	年	月	日
	住所						
	税務上の居住地国	<input type="checkbox"/> 日本のみ		<input type="checkbox"/> 日本のみ以外			
税務上の居住地国	※実質支配者の税務上の居住地国が複数ある場合は全てご記入ください。						
外国納税者番号	※実質支配者の税務上の居住地国が日本以外の場合、ご記入ください。						
法人番号(確認書類(※)を提出して下さい)	※日本で設立された法人で、実質支配者の居住地が日本以外の場合、ご記入ください。						

(実質支配者(※)が複数存在する場合は、以下にご記入ください。)

実質支配者② (貴社の議決権を25%以上保有する大株主様) (※)	氏名		生年月日	(西暦)	年	月	日
	住所						
	税務上の居住地国	<input type="checkbox"/> 日本のみ		<input type="checkbox"/> 日本のみ以外			
税務上の居住地国	※実質支配者の税務上の居住地国が複数ある場合は全てご記入ください。						
外国納税者番号	※実質支配者の税務上の居住地国が日本以外の場合、ご記入ください。						
法人番号(確認書類(※)を提出して下さい)	※日本で設立された法人で、実質支配者の居住地が日本以外の場合、ご記入ください。						

参考となるべき事項	
-----------	--

東岳証券株式会社

(※)【特定法人】とは

1. 次のいずれかの法人に**該当しない**場合、その法人は、「特定法人」となります

- (1) その発行する株式が外国金融商品取引所又は金融商品取引所において上場されている法人(上場法人)
- (2) 上場法人と他の法人との間に次の関係がある場合における当該他の法人
  - イ いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係(子会社・孫会社・曾孫会社)
  - ロ 同一の者が当該上場法人及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係(兄弟会社)
- (3) 国、地方公共団体若しくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは日本が加盟している国際機関

- (4) (3)の法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人
  - (5) 収益事業を行っていない公共法人及び公益法人等
  - (6) 日本の報告金融機関等
  - (7) 外国の報告金融機関等
  - (8) 持株会社（法令又は定款の規定により子会社（報告金融機関等を除きます。）の経営管理等以外の業務を行うことができないことが定められているもの）
  - (9) 主として(2)イ又はロの関係にある法人（報告金融機関等を除きます。）に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人
  - (10) 届出書の提出をする法人の当該提出の日を含む事業年度の直前の事業年度（「直前事業年度」といいます。）が次の要件の全てに該当する場合におけるその法人
    - イ 直前事業年度の総収入金額のうちその直前事業年度の投資関連所得（利子所得、配当所得等のことをいいます。）に係る収入金額の占める割合が50%に満たないこと。
    - ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうちその直前事業年度の投資関連所得の基因となるその直前事業年度終了の時の資産の額の合計額の占める割合が50%に満たないこと。
2. 人格なき社団や特定組合員である個人は、法人に該当しないため、特定法人に含まれません。
  3. 直前事業年度の無い新設の法人は、(10)イ及びロの要件を充足しないため、(10)に該当しません。

**【※】【実質的支配者】とは**

法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。どのような者が「実質的支配者」に該当するかについては、犯罪による収益の移転防止に関する法令の規定により、法人の性質に従い決定されます。例えば、株式会社、投資法人、特定目的会社等の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等が「実質的支配者」に該当します。実質支配者が複数の場合は、全て記入して下さい。

**【※】【(法人番号の) 確認書類】とは**

次に掲げるいずれかの書類をいいます。

1点でよいもの…法人番号通知書（発行後6か月以内のもの）

2点必要なもの

1点目…下記のいずれか1点

- ・法人番号通知書（上記以外）、
- ・又は番号法第58条第4項の規定により公表されている内国法人の名称、本店所在地及び法人番号を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面

2点目…下記のいずれか1点（いずれも発行後6か月以内のもの）

- ・設立登記に係る登記事項証明書もしくはその写し（設立登記をしていない場合は所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店所在地を証する書類）
- ・印鑑証明書、法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許認可もしくは承認書類
- ・国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書
- ・社会保険料の領収証書